

(5) 常務理事会組織運営規則

第1条 この規則は、一般社団法人北信越サッカー協会（以下「本地域協会」という。）の常務理事会の運営に関し必要な事項を定め、それによって常務理事会の適正かつ円滑に運営を図ることを目的とする。

（常務理事会の権限及び構成）

第2条 理事会に付議すべき事項のうち、緊急の処理が求められる事項について審議する機関として、本地域協会に常務理事会を設置する。

2 常務理事会は、専務理事及び常務理事で構成する。なお、専務理事は案件ごとに常務理事以外の理事又はその他の者を常務理事会に出席させることができるものとするがそれらの者は議決権を有しない。

（常務理事会の開催及び定足数）

第3条 常務理事会は、専務理事が招集し、議長となる。ただし、専務理事に事故あるときは、専務理事が予め指定した常務理事がこれにあたる。

2 常務理事会は、原則として年3回開催するものとし、臨時常務理事会は、専務理事が必要であると認めたとときに開催する。

3 常務理事会は常務理事会構成員の過半数が出席しなければ、開催することができない。ただし、当該議事につき書面をもって予め意思表示した者は、出席者とみなす。

4 常務理事会の議事は、出席常務理事会構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 常務理事会の審議事項は、直後に開催される理事会に報告し、承認を得るものとする。

（改正）

第4条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

（施行）

第5条 この規則は、2023年4月1日から施行する。